

## 公益社団法人習志野市シルバー人材センター会員のサークル活動等の実施に関わる要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、公益社団法人習志野市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）会員のサークル活動等の実施に関わる必要事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 会員の健康保持・増進、会員相互の親睦と交流を図り、シルバー人材センター事業の発展、会員の拡大及び退会抑止に寄与することを目的とする。

### (範囲)

第3条 サークル活動等に参加できる範囲は、原則、シルバー人材センター正会員、特別会員（以下「会員」という。）とする。

2 ただし、非会員の参加については、各サークルの長に委ねるものとする。

### (担当組織)

第4条 サークル活動等の実施に関わる担当組織は、シルバー人材センター総務部会（以下「総務部会」という。）とする。

2 総務部会はサークル等の管理（サークルの立ち上げ、実施状況の把握等）を行い、必要に応じて理事会に報告しなければならない。

### (総務部会の任務)

第5条 総務部会は、次の各号に掲げる事項について努めるものとする。

- (1) サークル活動の立ち上げ手続き、実施状況等の把握等
- (2) その他福利厚生活動の企画

### (サークル活動等)

第6条 サークル活動を立ち上げようとする者は会員に限り、申請方法は次の通りとする。

- (1) 別紙1「サークル活動実施申請書（以下「申請書」という。）」を総務部会に提出する。
- (2) 総務部会は、提出された申請書の内容を確認し、理事会の承認を得ることとする。

2 サークルの長は、別紙2「サークル活動実施報告書」を作成し、毎年度末に総務部会に提出するものとする。

### (シルバー人材センター事務局)

第7条 シルバー人材センター事務局は、総務部会、各サークルからの依頼に基づき、ホームページ、機関誌への掲載等の協力をするものとする。

### (その他)

第8条 サークル活動等の実施に関わる費用への助成は原則としてないものとする。ただし、シルバー人材センター会長が認めた場合はこの限りでない。

## 附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

サークル活動実施申請書

年 月 日

公益社団法人習志野市シルバー人材センター会員のサークル活動等の実施に関わる要綱を遵守のうえ、下記のとおりサークル活動を申請いたします。

(申請者)

会員NO

氏 名

記

サークル名 ※仮称も可
活動内容
活動予定場所
参加予定人数
責任者
実施頻度
その他

サークル活動実施報告書

年 月 日

公益社団法人習志野市シルバー人材センター会員のサークル活動等の実施に関わる要綱第 6 条第 2 項に基づき、下記のとおり報告いたします。

(報告者)

会員 NO

氏 名

記

サークル名
活動内容
主な活動場所
活動回数 (年間)
参加延べ人数 (年間)
その他